

さくら市木造住宅除却事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の木造住宅の除却を促進することにより、災害に強い安全なまちづくりを実現するため、木造住宅を除却するために要する経費に対し、さくら市補助金等交付規則（平成17年さくら市規則第57号第10条第2項において「規則」という。）、さくら市補助金等の交付に関する規定（平成17年さくら市訓令第40号）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内においてさくら市木造住宅除却事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 さくら市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（令和5年さくら市告示第40号。第7条において「耐震診断要綱」という。）第2条第1号に規定する耐震診断をいう。
- (2) 除却工事 地震による住宅の倒壊等の被害の防止を目的として当該住宅の全てを解体し、運搬し、及び処分する工事をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 木造2階建て以下の一戸建てであるもの（在来軸組工法、伝統的構法及び枠組壁工法により建築されたもので当該住宅の延べ床面積の2分の1以上を住宅の用途に供しているものに限る。）
- (2) 賃貸を目的として建築、使用等がされていないもの
- (3) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された住宅で、耐震診断において判定値が1.0未満であるとの診断がされているもの
- (4) 除却工事に着手していないもの
- (5) 補助対象住宅とすることについて支障がないと市長が認めたもの（当該住宅が国、地方公共団体等が行う移転補償に係る事業の対象となっている場合に限る。）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅について耐震診断を行い、その結果に基づいて除却工事を行う者
- (2) 補助対象住宅を所有（共有を含む。）する個人又は当該所有者の2親等以内の親族で除却工事の契約者となる者（次号において「親族」という。）
- (3) 国、県及び市税の滞納のない者（補助金の交付を受けようとする者が親族である場合は、当該補助対象住宅を所有する個人においても市税の滞納のない者）
- (4) この告示及びさくら市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱（平成29年さくら市告示第47号）の規定による補助金の交付を受けたことがない者（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（次項において「補助対象経費」という。）は、木造住宅を除却するために要する費用とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の23パーセントに相当する額（当該算出した額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）又は20万円のいずれか低い額とする。

(事業の実施期間)

第6条 この告示により補助金を交付する事業の実施期間は、令和7年度から令和9年度までとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅除却事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金申請者選定届（様式第2号）
- (2) 除却を行おうとする補助対象住宅の建築時期及びその所有者が確認できる書類の写し
- (3) 補助対象住宅の耐震診断結果報告関係書類（耐震診断結果報告書又はその写し、建築士免許証の写し及び使用したプログラムの評価書の写し）
- (4) 木造住宅除却事業計画書（様式第3号）

- (5) 除却工事の工程表
- (6) 除却工事の見積書等
- (7) 市税等の完納証明書
- (8) 申請者と補助対象住宅の所有者との関係が確認できる書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 申請者が補助対象住宅の所有者で、かつ、当該補助事業の費用の支払者である場合 前項第1号に掲げる書類
- (2) 同一年度内に耐震診断要綱第4条第1項に規定する耐震診断を実施している場合 前項第3号に掲げる書類
- (3) 申請者が、補助対象住宅の所有者である場合 前項第8号に掲げる書類
- (4) 補助対象住宅が、移転補償事業の対象になっていない場合 前項第9号に掲げる書類

第8条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは木造住宅除却事業費補助金交付決定通知書（様式第4号。次条第1項において「交付決定通知書」という。）により、交付しないことを決定したときは木造住宅除却事業費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があると認めたときは、当該補助金の交付について条件を付することができる。

（工事等の着手）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に当該除却工事に着手しなければならない。

2 交付決定者は、前項の規定により除却工事に着手するときは、あらかじめ、工事着手届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

3 交付決定者は、当該交付決定を受けた年度の3月10日までに当該除却工事に係る契約をした者への支払を完了するものとする。ただし、当該交付決定者に係る補助金に充てるために必要な金額を地方自治法施行令（昭和22

年政令第16号) 第146条第1項の規定により当該交付決定をした年度から翌年度に繰り越した場合は、この限りでない。

(変更等の承認)

第10条 交付決定者は、除却工事に要する経費の配分の変更又は当該除却工事の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ木造住宅除却事業変更承認申請書(様式第7号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第1号の市長の定める軽微な変更は、第8条第1項の規定による補助金の額に変更がない場合とする。
- 3 市長は、第1項に規定する申請に係る変更を承認したときは木造住宅除却事業変更承認通知書(様式第8号)により、変更を承認しないときは木造住宅除却事業変更不承認通知書(様式第9号)により当該交付決定者に通知するものとする。
- 4 交付決定者は、当該交付決定を受けた補助金に係る除却工事を中止し、又は廃止しようとするときは、木造住宅除却事業(中止・廃止)届出書(様式第10号)により市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該補助金に係る交付の決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、除却工事が完了したときは、速やかに木造住宅除却事業実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事に係る契約書の写し
 - (2) 除却工事に要した費用に係る領収書の写し
 - (3) 除却工事等の状況が分かる写真(着手前後の状況が確認できるもの)
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項に規定する報告があったときは、その内容を検査するものとする。この場合において、市長は、必要と認める場合は、その職員をして当該除却工事の現場に立ち入らせることができる。

(額の確定)

第12条 市長は、前条第2項の規定による検査の結果、補助金を交付することが適当と認めるときは、当該交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅除

却事業費補助金の額の確定通知書（様式第12号。次項において「額の確定通知書」という。）により、当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに木造住宅除却事業費補助金交付請求書（様式第13号）に額の確定通知書を添え、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの告示の規定に違反したとき。
- (3) 第9条第3項に規定する期日までに、当該除却工事に係る契約をした者への支払ができなかったとき（同項ただし書に規定する場合を除く。）。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不相当と認める事由が生じたとき。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

令和7年4月1日から適用する。